

苅田町上水道未給水世帯等支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策として、苅田町内の上水道未給水の世帯及び法人並びに個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、水道利用者と同様に負担軽減を図るため上水道基本料金の減額相当分を給付金として交付することについて、苅田町補助金交付規則（平成16年苅田町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(給付対象者)

第2条 給付金の対象となる者は、令和4年12月1日現在において、上水道の給水契約を締結していない苅田町内の住宅に居住する世帯の世帯主及び上水道の給水契約を締結していない事務所等を苅田町内に有する事業者とする。ただし、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力との関係を有している者を除く。

(給付金額等)

第3条 給付金額は、9,000円とし、原則として1世帯及び1事業者につき1回に限り交付する。ただし、上水道の給水契約を締結しておらず、かつ、現に事業を行っている事務所等を複数有する事業者については、その施設ごとに1回に限り交付する。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、苅田町上水道未給水世帯等支援給付金申請書兼請求書（様式第1号）を令和5年2月28日までに町長へ提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定し、苅田町上水道未給水世帯等支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(給付金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により交付決定したときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(給付金の取消し)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたことが判明したときは、給付金の交付決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第8条 町長は、前条により給付金の交付決定を取り消した場合において、既

に給付金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。